

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割】

日本瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	3
2	定義.....	3
3	適用条件	3
4	割引内容	3
5	日割計算時の基本料金.....	4
6	適用期間	4
7	適用廃止	4
8	ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止	5

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（以下「ガス・電気セット割の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気供給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1 実施期日

ガス・電気セット割の定義書は、平成28年4月1日より実施、適用します。

2 定義

電気供給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、ガス・電気セット割の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ①お客さまが、当社の電気供給約款にもとづく電気供給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり、かつ、当社の都市ガス供給に関する約款にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。

なお、電気の供給を開始する時点で、お客さまが当社のガスを使用していない場合には、電気の供給開始からガスの使用開始までの日数が30日未満であること。ただし、当社が電気供給契約の申し込みとガス使用契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- ②お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、一般ガス供給約款12（工事の実施）(7)によるものとします。

- ③ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの電力量料金からファミリープランBにおいては契約電流毎、ビジネスプランCにおいては1契約毎に下記の割引率を電力量料金（燃料費調整額を除く）に乗じて得た額（小数点以下第一位を切り捨てます。消費税等相当額を含みます。）を割引きます。

料金プラン	契約電流等	割引率
ファミリープランB	契約電流 30 アンペア	0.5%
	契約電流 40 アンペア	2.0%
	契約電流 50 アンペア	3.0%
	契約電流 60 アンペア	3.0%
ビジネスプランC	1 契約	3.0%

5 日割計算時の基本料金

電気供給約款 17（日割計算）(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、4（割引内容）で読み替えた基本料金を用います。

6 適用期間

- (1) ガス・電気セット割の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の供給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) ガス・電気セット割の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合

電気供給約款 30（お客さまからの電気供給契約の解約）または 31（当社からの電気供給契約の解約）による解約日

- (2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を変更する場合には、電気供給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ガス・電気セット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4(本約款等の変更) (2)および(3)に準じます。